

下水道管路施設の公民連携事業に関する サウンディング型市場調査 実施要領

横浜市下水道河川局

1 本調査の目的

本市では、下水道管路施設の更なる効率的かつ戦略的な運営に向け、水の官民連携（ウォーターPPP）を含めた新たな公民連携の事業スキームや公募条件の具体化を進めています。

このため、現時点で想定する事業スキームをお示しした上で、民間事業者の皆様から応募・参画意向や応募上の課題、応募可能となる条件等を伺うサウンディング型市場調査を実施し、いただいたご意見を実効性のある事業スキームや公募条件の検討に反映します。

ぜひご協力くださいますよう、お願いいたします。

2 本調査で想定する事業の概要

本調査では、第1回下水道管路の公民連携事業検討部会の資料及びアンケート調査票の問1に示す現時点の想定事業スキームについて、ご意見を伺います。対象施設及び対象業務範囲の概要は以下のとおりです。

(1) 本調査で対象とする施設

横浜市の管理する下水道管路施設のうち、管径1,200mmを超える下水道管路を対象とします。

(2) 本調査で対象とする業務範囲

想定する業務範囲は、第1回部会資料及びアンケート調査票の問1に示しています。

3 アンケート調査実施要領

(1) アンケート調査のスケジュール

実施要領の公表 アンケート調査票の配布	令和8年9月14日（月）
アンケート調査票の提出期限	令和8年10月2日（金）17時まで

(2) アンケート回答方法

- 実施要領（本資料）、第1回部会資料及びアンケート調査票の間1に示す現時点の想定事業スキームをご確認の上、アンケート調査票へのご回答をお願いします。

参照資料：第1回下水道管路の公民連携事業検討部会（横浜市ウェブサイト）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/torikumi/kanrokanminrenkei/ppp-bukai/01-bukai.html>

- 回答をご記入いただいたアンケート調査票は、提出期限の「令和8年10月2日（金）17時」までに以下の提出先へ電子メールでご提出ください。
- アンケート調査票は Excel 形式のまま、法人・団体名をファイル名に付して保存し、メールに添付してください。
- アンケートへのご回答は、1法人・団体につき1回答をお願いします。

<アンケート調査票の提出先メールアドレス>

メール宛先：yokohama_ms@jiwet.or.jp

メール件名：アンケート提出（法人・団体名）

添付ファイル：アンケート調査票（法人・団体名）.xlsx

※本調査を含む下水道管路施設の公民連携に向けた検討業務を公益財団法人日本下水道新技術機構に委託しており、同機構がアンケート調査票の提出窓口となります。

(3) アンケート対象

本市の下水道管路施設を対象とした新たな公民連携事業への応募・参画に関心のある民間企業・団体の皆様を対象とし、業種、業態、法人格の有無は問いません。なお、個人でのご回答は対象としていません。

ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- (ア) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (イ) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

4 留意事項

(1) アンケート調査について

- 本調査への回答の有無及び回答内容により、今後の事業者公募における選定上、有利又は不利に取り扱うことはありません。
- いただいたご意見は、今後の事業スキームや公募条件の検討に活用します。
- 本調査へのご協力に要する費用（アンケートへの回答やヒアリングにかかる費用等）は、各企業・団体でご負担をお願いします。
- アンケート調査票の問 16 でお示しいただいた参加意向や条件を踏まえ、回答内容について詳しく伺うため、横浜市の担当者から個別対話へのご協力をお願いする場合があります。

(2) サウンディング調査結果の公表

- 本調査の実施結果は、市ウェブサイト等で公表する場合があります。
- 公表にあたっては、事前に公表内容のご確認をお願いする場合があります。
- 調査結果の公表にあたっては、同種の意見を集約するなど、内容を整理する場合があります。
- ご回答いただいた企業・団体の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。
ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき情報公開の対象となることがあります。

5 本調査に関するお問合せ先

本調査に関するお問合せは、内容を正確に確認し回答するため、電子メールでお願いします。

<本調査に関するお問合せ先>

横浜市下水道河川局 下水道管路部 管路保全課

所在地：横浜市中区本町 6 丁目 50-10 横浜市庁舎 24 階

メールアドレス：gk-kanrohozen@city.yokohama.lg.jp

< 参考資料 >

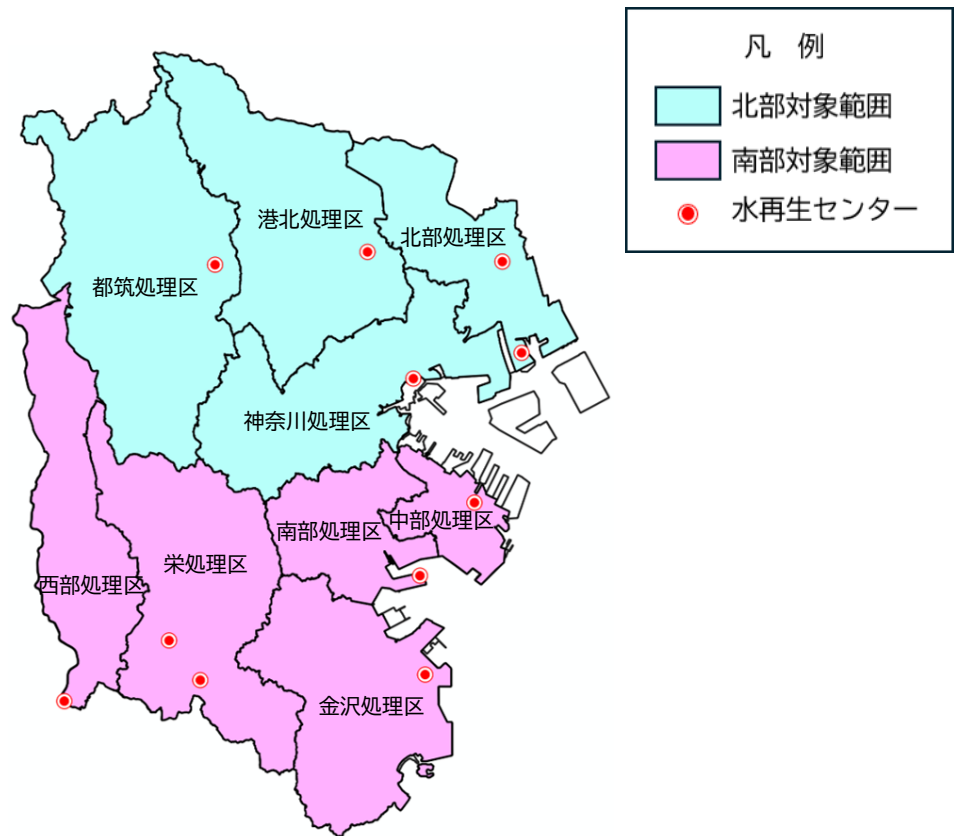


図1 業務範囲の区分（処理区ベース）

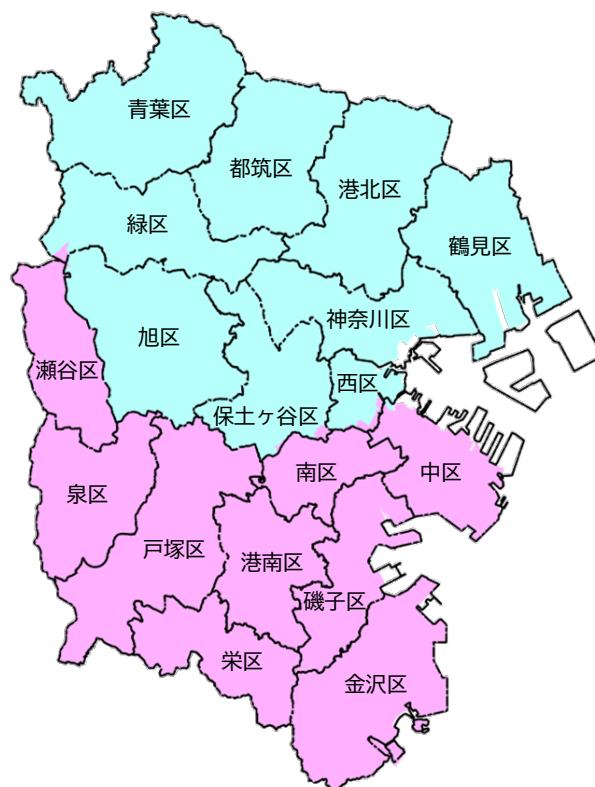


図2 業務範囲の区分（行政区ベース）

表1 対象管路の延長内訳

(単位：km)

発注区分	管径区分	排除区分			合計
		合流	汚水	雨水	
北部	1200mm 超 2000mm 未満	95	158	123	376
	2000mm 以上	101	22	230	353
	北部 計	196	180	353	729
南部	1200mm 超 2000mm 未満	58	123	82	263
	2000mm 以上	99	38	156	293
	南部 計	157	161	238	556
合計		353	341	591	1,285

※本表はマーケットサウンディング実施時点の参考値です。

現在データ精査中のため、管路延長等は今後増減する可能性があります。

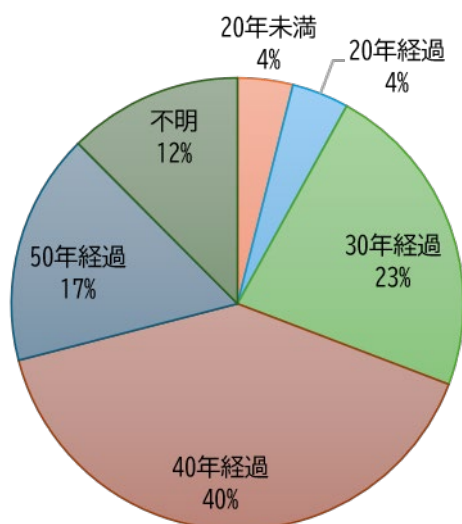


図3 管路延長の経過年数構成（北部）

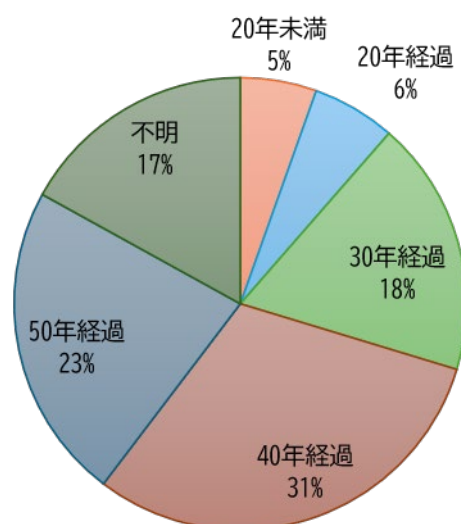


図4 管路延長の経過年数構成（南部）